

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
<http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/>と

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

石橋さんら長期非常勤職員の解雇を撤回せよ！

石橋組合員の地位確認・控訴審裁判 7月14日・判決に結集しよう！

(大阪高裁82号 午後1時20分～ 判決報告集会あり)

6月2日、第2回控訴審裁判において、大阪高裁は7月14日という早期の判決日を言い渡した。昨年の12月14日、大阪地裁は労働法を無視した不当判決を出した。即刻、私たちは12月21日に控訴し、今年1月31日に控訴理由書を、4月20日に金井幸子愛知大学准教授の意見書を、そして、5月22日には控訴人準備書面を提出し、控訴審裁判を闘ってきた。しかし、大阪高裁は石橋さんの主張や準備書面の内容に関する証拠調べを再度行うことなく、余りにも早い判決日を決定した。大阪地裁と同様に大学を勝たせるための「結論ありき」の判決を阻止しなければならない。私たちは、大阪高裁に対し、「労働法の趣旨に沿った公平な判決を求める」署名を提出し(837筆)、引き続き署名活動を取り組んでいる。多くの皆様のご協力をお願いします。

緊急署名にご協力を！



5.1 阪大抗議メーデー集会報告「おかしいことは、おかしい」と、声をあげよう！

東京大学では顧問弁護士が非常勤講師の労働者性を認めたぞ！

長期非常勤職員を法人化後に解雇したのは阪大だけだ！

今年は、身分・職種・組合の枠をこえて、「大阪大学における労働と雇用のあり方を考える有志」(有志の会)と関西圏大学非常勤講師組合と関単労阪大分会の3者で取り組んだ。関西圏組合の新屋敷委員長は、2013年4月の労働契約法18条改正により、2018年4月から無期雇用契約転換申込権が発生することを機に、全国の大学で非常勤職員と非常勤講師の雇用期限の上限撤廃が取組まれていることを報告した。厚労省や文科省が「無期転換をさせないために無期転換申込権が発生する前に雇止めすることは、労契法の主旨に反する」と通達している。神戸大学では、2013年以前の在籍者の5年上限を撤廃し、早稲田大学も5年上限を撤廃した。東京労働局はA大学の非常勤職員に関して途中から5年上限をつけるのはおかしいと指導した。東京大学は、顧問弁護士が非常勤講師の労働者性を認めた。しかし、阪大は頑なに非常勤講師の労働者性を認めない。阪大は大学というより官僚組織であり、一旦決めたら状況がどう変わろうと最後まで固守するから、私達は今日を境に阪大包囲網を強めていこうと訴えた。有志の会の北迫さんは今春、日本歴史学協会の若手研究者問題を考えるシンポジウムで「若手研究者問題は非正規労働者問題」という指摘があったと紹介し、矛盾も甚だしい阪大の労働現場、雇用のあり方について考えていきたいと述べた。阪大分会は、非常勤職員の思いの詰まった石橋さんの第1回控訴審裁判の意見陳述を読み上げた。ユニオンぼちぼちの杉山さんは、大阪市立大学で7年間働いてきたS特任教員の解雇撤回裁判闘争について報告した。関単労こども分会の長東さんは「使い勝手のいい有期雇用に反対して闘い続けるぞ」と力強く発言した。また、阪大の院生は、学生のTA等々の地位があやふやなことについて厳しく指摘した。最後に、参加者全員で阪大本部に向けて、怒りの抗議シュプレを突き付けた。



地位確認裁判・大阪高裁 意見陳述

2017年4月19日 石橋 美香

控訴人の石橋美香です。私は、2003年4月から2015年3月まで12年間、大阪大学で働き続けてきました。なぜ、12年間働き続けてきた労働者から「お知らせ」の通知ひとつで職を奪うことができるのでしょうか。大阪大学には12年間働き続けることのできる「制度」があったのです。だから、大阪大学には、私を12年間働かせ続けた責任があります。それを「お知らせ」で一方向的に雇用の上限を決め、雇止め解雇を強行実施したのです。12年も働いてきた、業務に精通している、熟練労働者をそんな簡単に解雇することができるということがやはり納得できません。

大阪地裁は「3回の更新」「11年の継続雇用」「補助労働ではない」と認めました。にもかかわらず、「有期雇用だから」と非正規労働者の「働き続けたい」という切実な訴えを切り捨てました。12年働いてきた熟練労働者でも、有期雇用であれば「期間満了」で労働者から職を奪っても良いとしたのです。それは、「労働者から職を奪う」行為が、「解雇」ならば許されず、「雇止め」でも問題になるのに、「期間満了」であれば、あたかも「合法」かのようにとらえられ、許容されるということです。労働者から見れば、職を失うのは同じなのです。このようなことは「おかしい」のです。

働き続けたいと生きていけないのが労働者です。だから、私は「働き続けたい」のです。「働き続けたい」からやむなく「2年・更新なし」の雇用契約書にも署名・押印しました。それは不更新条項に同意したということではありません。働き続けるためには、判を押さざるを得なかったのです。だから、私の要求は「働き続けたい」で一貫しています。だから、在職中の2014年11月6日に将来の地位確認を提訴したのです。さらに、解雇された後は就労闘争の形で「働き続けたい」と、「職場に戻せ」と、要求を続けてきました。現在も就労闘争を続けています。しかし、大学は「解雇ではなく期間満了だ」、「制度だ」というばかりで、長期非常勤職員の側を解雇しなければならなかった理由を一切説明しません。私の勤務態度に問題があるわけではないと大学は言いました。12年間働き続けてきたということは、継続雇用されるだけの労働を私がしてきたということです。仕事もあります。更新しない理由はありません。更新をしない合理的理由がないからこそ、「雇用期限」を理由に「解雇」したのです。これは、明らかに理由のない「解雇」です。許されることはありません。このような形で労働者から労働権・生存権を奪うということが「合法」だということでしょうか？

京都大学では、労働組合と交渉の上、2005年3月31日時点で在職している非常勤職員は定年まで働くことができるようになりました。徳島大学でも、労働組合が交渉し、2013年4月1日から雇用の上限が撤廃されました。このように全国の大学で雇用上限撤廃の動きがあります。労働契約法18条の無期転換申込み権の発生（2018年4月から）への対応で、無期転換できる大学も増えています。控訴理由書（35頁）にもありますが、私と同じように法人化前から働く非常勤職員について、文科省は「無期雇用と同視できる可能性が高い」と述べています。だから、大阪大学の非常勤職員も、働き続けられるはずなのです。それなのに、大阪大学は、文科省の意向にも逆らい、法人化前から働いてきた長期非常勤職員を解雇したのです。

現在の社会は「5年上限」等「有期雇用」が当たり前かのようになっています。大阪大学もそうですが、「5年切り」する大学もあるのが現状です。けれど、私は、その「解雇されて当たり前」を変えたいと闘っています。先に述べたように労働者は働かなくては生きていけないのです。数年で期限が来るたびに職を失い、また低賃金で働いていたのでは、生きていけないのです。12年も働き続けてきた労働者が簡単に職を奪われる社会であってはいけないのです。そういう切実な想いで闘っています。

人を使い捨てる「有期雇用」を理由に、「働き続けたい」という非正規労働者の声を封殺しないでください。私は、人間科学研究科図書室で働き続けたいのです。そして安心して働き、安心して生きていきたいのです。非常勤職員の実態を見てください。その実態に応じたまっとうな判断をお願いします。